

1. 評価対象事務事業		シート作成日	平成25年7月19日
事業名	行政法律相談・訴訟事務事業	担当課・係名	総務課総務法制係
総合計画実施計画事業 (認定番号・事業名)	—	事業番号	9
行革大綱実施計画事業 (細目コード・事業名)	—	事業開始年度	—

2. 事業の概要

目的 (何のために)	行政トラブル、その後の訴訟などを法律の専門家である弁護士に相談・訴訟委任できる体制を整備				
対象 (誰を・何を)	各課等				
内容	弁護士との自治行政法律相談申込みの窓口、町訴訟の弁護士への訴訟委任				
根拠法令・条例等	大磯町自治行政法律相談員設置要綱				
執行体制	<input checked="" type="checkbox"/> 町職員実施 <input type="checkbox"/> 一部委託あり <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> その他				
	単位	平成23年度 (決算)	平成24年度 (決算見込)	平成25年度 (予算)	
事業費	直接事業費 (a)	千円	3,530	6,431	5,161
	国庫支出金	千円			
	県支出金	千円			
	起債	千円			
	その他	千円			
	一般財源	千円	3,530	6,431	5,161
	職員人数 (概算職員数)	人			0.26
	人件費計 (b)	千円			1,569
総事業費 (a)+(b)	千円	3,530	6,431	6,730	
事業費内訳 H 25 年度	弁護士謝金5,161千円				

3. 指標値の推移

各種指標の実績と見込み、目標 (指標名)		単位	平成23年度 (実績値)	平成24年度 (実績値)	平成25年度 (見込み又は計画値)
対象指標 (対象者数等)	① 各課等数	課等	19	24	24
	② 各課等数	課等	19	24	24
活動指標 (活動量)	① 訴訟委任件数	件	2	2	3
	② 自治行政法律相談数	件	40	31	60
成果指標 (達成度等)	① 訴訟委任件数	件	2	2	3
	② 自治行政法律相談数	件	40	31	60

4. 事務事業の評価

妥当性	・実施主体は妥当か	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 変更の必要あり <input type="checkbox"/> その他
	理由	訴訟の当事者が大磯町長であり、町が行うのが妥当である。
妥当性	・実施手段は妥当か	<input type="checkbox"/> 妥当 <input checked="" type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 改善の必要あり <input type="checkbox"/> その他
	理由	これまでの実績を基に訴訟委任する弁護士を選定している。
成果	・意図した成果が得られているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 得られている <input type="checkbox"/> おおむね得られている <input type="checkbox"/> 得られていない <input type="checkbox"/> その他
	理由	職員に無い専門知識が補完されるとともに、職員の事務負担が軽減されている。
効率性	・コストに対して効率的か	<input checked="" type="checkbox"/> 効率的 <input type="checkbox"/> おおむね効率的 <input type="checkbox"/> 非効率 <input type="checkbox"/> その他
	理由	訴訟に勝訴して得られる経済的利益と弁護士に支払う着手金及び成功報酬金との比較による。
	・コストの削減等を図ったか	<input type="checkbox"/> 図った <input type="checkbox"/> 図られていない <input checked="" type="checkbox"/> 図る余地は無い <input type="checkbox"/> その他
	理由	弁護士に支払う報酬については、各弁護士事務所が定める報酬規程を基に算定されているため。
担当課による評価	<input checked="" type="checkbox"/> A 妥当性、成果、効率性はおおむね良いが、改善の余地がある <input type="checkbox"/> B 事業の一部見直しが必要 <input type="checkbox"/> C 事業の抜本的な見直しが必要 <input type="checkbox"/> D 事業継続の必要性が低い（休止・廃止）	評価理由 訴訟委任した訴訟は、一部勝訴を含め、全て勝訴しており、このことにより得られる経済的利益は、弁護士に支払う報酬金を上回ると考えるため。

5. 改革・改善の方向性（平成 26 年度以降）

① 改革・改善への取り組み
自治行政法律相談数が増加傾向にあるため、より幅広い分野の相談に対応するため、新たな相談員の確保を図る。
② 平成26年度に着手する事項
自治行政法律相談員の新規委嘱（増員）の検討。
③ その他（課題、調整事項等）
訴訟事務に関しては、訴訟の対象となった事項の主管課と訴訟担当課（総務課）との事務の棲み分けが必要である。

6. 平成26年度事業への取組み状況（改善内容等）

自治行政法律相談の相手方について、弁護士個人から弁護士事務所に切り替えることにより、相談内容の充実を図る。
